

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

◇規

則

鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規
則(農地経済課)

鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則の一部を改正す
る規則(〃)

鳥取県漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規
則(水産課)

鳥取県漁業経営維持安定資金利子補給規則の一部を改正
する規則(〃)

鳥取県漁業経営安定資金利子補給規則の一部を改正する
規則(〃)

公布された規則のあらまし

◇鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

- 一 農業近代化資金の利子補給率を次のとおり引き上げることとした。(第二条、附則第三項、第六項、別表関係)

資 金 の 区 分	利 子 補 給 率 (パーセント)			
	現 行	改 正 後	現 行	改 正 後
(一) 農舎等の改良、造成又は取得に必要な資金	農業協同組合等に貸し付ける場合	農業協同組合が農業を営む者に貸し付ける場合	農業協同組合が農業協同組合等に貸し付ける場合	農業協同組合連合会等が農業協同組合等に貸し付ける場合
(二) 農機具の取得に要する資金	年二・七	年二・八	年一・七	年一・八
(三) 果樹等の植栽又は育成に要する資金	年二・七	年二・八	年一・七	年一・八
(四) 牛等の購入又は育成に要する資金で知事が指定するもの	年二・九五	年三・三	年二・九五	年三・三
(五) 知事が定める規模以下の農地又は牧野の改良又は造成に必要な資金	年二・九五	年三・三	年二・九五	年二・一五
(六) 農村における環境の整備のために必要な施設であつて知事の定めるもの改良、造成又は取得に必要な資金	年二・七	年二・八	年一・七	年三・三
(七) その他知事が特に必要と認めて指定する資金	年三・五二五	年三・七	年一・七	年一・八
(八) 転作を行う者に貸し付ける(一)から(四)まで又は(七)に掲げる資金(市町村が年〇・九パーセント)(現行年〇・八二五パーセント)の利子補給をする場合に限る。	年三・六五	年三・九五	年〇・九	年〇・九五
(九) 転作を行う者に貸し付ける(五)に掲げる資金(市町村が年〇・六五パーセント)(現行年〇・七パーセント)の利子補給をする場合に限る。				

(甲) 転作を計画的集团的に推進するために貸し付ける(一)又は(四)に掲げる(資本金)市町村が年〇・七二五パーセント(現行)年〇・六五五パーセント)の利子補給をする場合に限る。)			年二・三五	年二・五二五	年一・五五	年一・六七五
(乙) 地域農業総合整備計画(水田農業の確立を目的として作成された計画に限る)に即して行われる事業に必要資金で知事(現行)の定めるもの	年二・九五	年三・三	年一・九五	年二・三	年一・一五	年一・四五
(丙) 地域農業総合整備計画(水田農業の確立を目的として作成された計画に限る)に即して行われる事業で、転作を行う者に貸し付ける(一)から(四)まで又は(五)に掲げる(資本金)市町村が年〇・六五五パーセント(現行)年〇・七七五パーセント)の利子補給をする場合に限る。)	年三・六五	年三・九五				
(丁) 地域農業総合整備計画(水田農業の確立を目的として作成された計画に限る)に即して行われる事業で、転作を計画的集团的に推進するために貸し付ける(一)又は(四)に掲げる(資本金)市町村が年〇・四七五パーセント(現行)年〇・五二五パーセント)の利子補給をする場合に限る。)			年二・四七五	年二・七七五	年一・六七五	年一・九二五

二 融資機関が、一の区分された農業部門の経営を自ら行う農業後継者たる農村青年に対し、農業施設の改良等に必要な資金を貸し付ける場合において、借受者の住所地を管轄する市町村が年〇・九パーセント(現行年〇・八二五パーセント)の割合で利子補給するときの県の利子補給率を年三・七パーセント(現行年三・五二五パーセント)に引き上げることとした。(第二条関係)

三 融資機関が、畜産業経営に伴って公害を発生させ、又は発生

させるおそれがあるものに対し、当該公害防止に必要な資金を貸し付ける場合において、関係市町村が年〇・七二五パーセント(現行年〇・六六パーセント)の割合で利子補給するときの県の利子補給率を年三・八八パーセント(現行年三・六九パーセント)に引き上げることとした。(第二条関係)

四 融資機関が、地域改善対策特定事業の対象地域内における自立経営志向農業者で農業後継者の確保等のために農家住宅の改良等を必要とするものに対し、当該改良等に必要な資金を貸し

付ける場合において、関係市町村が年一・七パーセント（現行
年一・五七五パーセント）の割合で利子補給するときの県の利
子補給率を年四・五パーセント（現行年四・二七五パーセン
ト）に引き上げることとした。（第二条関係）

五 農業協同組合連合会が、農業者の肥育牛の飼養規模の拡大等
を図るためにその飼養管理を預託する農業協同組合等に対し、
預託牛の購入に必要な資金を貸し付ける場合の県の利子補給率
を年一・九五パーセント（現行年一・九パーセント）に引き上
げることとした。（第二条関係）

六 一 この規則は、公布の日から施行することとした。

二 所要の経過措置を講ずることとした。

◇鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則の一部を改正する規則

一 農業近代化推進資金について、融資機関が農協等に貸し付け
る場合の貸付利率及びこれに対する県の利子補給率を次のとお
り引き上げることとした。

資金の種類	貸付利率（パーセント）		利子補給率（パーセント）	
	現 行	改正後	現 行	改正後
肉畜育成団 地の造成に 要する資金	年五・二五	年五・五	年一・九	年一・九五

二 この規則は、公布の日から施行することとした。

三 所要の経過措置を講ずることとした。

◇鳥取県漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

一 漁業近代化資金に係る利子補給率を次のとおり引き上げるこ
ととした。

資金の種類	一 十トン未満の船舶の建造等に必要なる資金						資金の種類
	十トン未満の船舶の建造等に必要なる資金	十トン以上二十トンの船舶の建造等に必要なる資金	二十トン以上の船舶の建造等に必要なる資金	船体以外の部分の改造に必要なる資金	二百トンの船舶の建造等に必要なる資金	二百トン以上の船舶の建造等に必要なる資金	
漁業協同組合等が漁業者等に貸し付ける場合	年三・七	年二・七	年二・七	年二・七	年一・四	年二・七	現 行
	年三・八	年二・八	年二・八	年二・八	年一・七五	年二・八	改 正 後
農林中央金庫が漁業者等に貸し付ける場合	年三・五	年二・五	年二・五	年二・五	年一・二	年二・五	現 行
	年三・六	年二・六	年二・六	年二・六	年一・五五	年二・六	改 正 後
漁業協同組合等が他の漁業協同組合等に貸し付ける場合	年三・七	年二・七	年二・七	年二・七	年一・四	年二・七	現 行
	年三・八	年二・八	年二・八	年二・八	年一・七五	年二・八	改 正 後
漁業協同組合連合会が他の漁業協同組合等に貸し付ける場合	年三・七	年二・七	年二・七	年二・七	年一・四	年二・七	現 行
	年三・八	年二・八	年二・八	年二・八	年一・七五	年二・八	改 正 後
農林中央金庫が他の漁業協同組合等に貸し付ける場合	年三・五	年二・五	年二・五	年二・五	年一・二	年二・五	現 行
	年三・六	年二・六	年二・六	年二・六	年一・五五	年二・六	改 正 後

利 子 補 給 率 (パーセント)

八 漁場改良造成施設の改良、造成又は取得に必要な資金	年二・七	年二・八	年二・五	年二・六	年一・七	年一・八	年〇・九	年〇・九五	年〇・九五
七 漁村情報処理、通信施設等の改良、造成又は取得に必要な資金	—	—	—	—	年一・七	年一・八	年〇・九	年〇・九五	年〇・九五
六 養殖種苗の購入又は育成に必要な資金	年二・七	年二・八	年二・五	年二・六	年二・七	年二・八	年二・七	年二・八	年二・五
五 漁具(総トン数百十トン未満の漁船に係るものに限る。)及び養殖施設等の取得に必要な資金	年二・七	年二・八	年二・五	年二・六	年二・七	年二・八	年二・七	年二・八	年二・五

二 この規則は、公布の日から施行することとした。
 三 所要の経過措置を講ずることとした。

◇鳥取県漁業経営維持安定資金利子補給規則の一部を改正する規則
 一 漁業経営維持安定資金に係る利子補給率を現行「年二・九五パーセント」から「年三・三パーセント」に引き上げることとした。

二 この規則は、公布の日から施行することとした。
 三 所要の経過措置を講ずることとした。

◇鳥取県漁業経営安定資金利子補給規則の一部を改正する規則
 一 漁業経営安定資金に係る貸付利率を現行「年五・七五パーセント以内」から「年六パーセント以内」に引き上げることとし

た。
 二 漁業経営安定資金に係る利子補給率を現行「年二・二パーセント」から「年二・三パーセント」に引き上げることとした。
 三 この規則は、公布の日から施行することとした。
 四 所要の経過措置を講ずることとした。

規 則

鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 二 年 十 二 月 二 十 日

鳥 取 県 知 事 西 尾 邑 次

鳥 取 県 規 則 第 六 十 号

鳥 取 県 農 業 近 代 化 資 金 利 子 補 給 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則

鳥 取 県 農 業 近 代 化 資 金 利 子 補 給 規 則 (昭 和 三 十 七 年 二 月 鳥 取 県 規 則 第 二 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る 。

第 二 条 第 二 項 中 「 年 〇 ・ 八 二 五 パ ー セ ン ト 」 を 「 年 〇 ・ 九 パ ー セ ン ト 」 に 、 「 年 三 ・ 五 二 五 パ ー セ ン ト 」 を 「 年 三 ・ 七 パ ー セ ン ト 」 に 改 め 、 同 条 第 三 項 中 「 年 〇 ・ 六 六 パ ー セ ン ト 」 を 「 年 〇 ・ 七 二 パ ー セ ン ト 」 に 、 「 年 三 ・ 六 九 パ ー セ ン ト 」 を 「 年 三 ・ 八 八 パ ー セ ン ト 」 に 改 め 、 同 条 第 四 項 中 「 年 一 ・ 五 七 五 パ ー セ ン ト 」 を 「 年 一 ・ 七 パ ー セ ン ト 」 に 、 「 年 四 ・ 二 七 五 パ ー セ ン ト 」 を 「 年 四 ・ 五 パ ー セ ン ト 」 に 改 め 、 同 条 第 五 項 中 「 年 〇 ・ 八 二 五 パ ー セ ン ト 」 を 「 年 〇 ・ 九 パ ー セ ン ト 」 に 、 「 年 三 ・ 五 二 五 パ ー セ ン ト 」 を 「 年 三 ・ 七 パ ー セ ン ト 」 に 改 め 、 同 条 第 六 項 中 「 年 〇 ・ 七 パ ー セ ン ト 」 を 「 年 〇 ・ 六 五 パ ー セ ン ト 」 に 、 「 年 三 ・ 六 五 パ ー セ ン ト 」 を 「 年 三 ・ 九 五 パ ー セ ン ト 」 に 改 め 、 同 条 第 七 項 中 「 年 〇 ・ 六 五 パ ー セ ン ト 」 を 「 年 〇 ・ 七 二 五 パ ー セ ン ト 」 に 、 「 年 二 ・ 三 五 パ ー セ ン ト 」 を 「 年 二 ・ 五 二 五 パ ー セ ン ト 」 に 改 め 、 同 条 第 八 項 中 「 年 〇 ・ 六 五 パ ー セ ン ト 」 を 「 年 〇 ・ 七 二 五 パ ー セ ン ト 」 に 、 「 年 一 ・ 五 五 パ ー セ ン ト 」 を 「 年 一 ・ 六 七 五 パ ー セ ン ト 」 に 改 め 、 同 条 第 九 項 中 「 年 一 ・ 九 パ ー セ ン ト 」 を 「 年 一 ・ 九 五 パ ー セ ン ト 」 に 改 め る 。

附 則 第 三 項 中 「 年 二 ・ 七 パ ー セ ン ト 」 を 「 年 二 ・ 八 パ ー セ ン ト 」 に 、 「 年 二 ・ 九 五 パ ー セ ン ト 」 を 「 年 三 ・ 三 パ ー セ ン ト 」 に 、 「 年 一 ・ 七 パ ー セ ン ト 」 を 「 年 一 ・ 八 パ ー セ ン ト 」 に 、 「 年 一 ・ 九 五 パ ー セ ン ト 」 を 「 年 二 ・ 三 パ ー セ ン ト 」 に 、 「 年 〇 ・ 九 五 パ ー セ ン ト 」 を 「 年 〇 ・ 九 五 パ ー セ ン ト 」 に 改 め る 。

「 年 二 ・ 九 五 パ ー セ ン ト 」 を 「 年 三 ・ 三 パ ー セ ン ト 」 に 、 「 年 一 ・ 七 パ ー セ ン ト 」 を 「 年 一 ・ 八 パ ー セ ン ト 」 に 、 「 年 一 ・ 九 五 パ ー セ ン ト 」 を 「 年 二 ・ 三 パ ー セ ン ト 」 に 、 「 年 〇 ・ 九 五 パ ー セ ン ト 」 を 「 年 〇 ・ 九 五 パ ー セ ン ト 」 に 、 「 年 一 ・ 一 五 パ ー セ ン ト 」 を 「 年 一 ・ 四 五 パ ー セ ン ト 」 に 改 め る 。

附 則 第 四 項 中 「 年 〇 ・ 七 パ ー セ ン ト 」 を 「 年 〇 ・ 六 五 パ ー セ ン ト 」 に 、 「 年 三 ・ 六 五 パ ー セ ン ト 」 を 「 年 三 ・ 九 五 パ ー セ ン ト 」 に 改 め る 。

附 則 第 五 項 中 「 年 〇 ・ 五 二 五 パ ー セ ン ト 」 を 「 年 〇 ・ 四 七 五 パ ー セ ン ト 」 に 、 「 年 二 ・ 四 七 五 パ ー セ ン ト 」 を 「 年 二 ・ 七 七 五 パ ー セ ン ト 」 に 改 め る 。

附 則 第 六 項 中 「 年 〇 ・ 五 二 五 パ ー セ ン ト 」 を 「 年 〇 ・ 四 七 五 パ ー セ ン ト 」 に 、 「 年 一 ・ 六 七 五 パ ー セ ン ト 」 を 「 年 一 ・ 九 二 五 パ ー セ ン ト 」 に 改 め る 。

別 表 第 一 号 第 四 号 及 び 第 七 号 中 「 年 二 ・ 七 パ ー セ ン ト 」 を 「 年 二 ・ 八 パ ー セ ン ト 」 に 、 「 年 一 ・ 七 パ ー セ ン ト 」 を 「 年 一 ・ 八 パ ー セ ン ト 」 に 、 「 年 〇 ・ 九 パ ー セ ン ト 」 を 「 年 〇 ・ 九 五 パ ー セ ン ト 」 に 改 め 、 同 表 第 五 号 中 「 年 二 ・ 九 五 パ ー セ ン ト 」 を 「 年 三 ・ 三 パ ー セ ン ト 」 に 、 「 年 二 ・ 一 五 パ ー セ ン ト 」 を 「 年 二 ・ 四 五 パ ー セ ン ト 」 に 改 め 、 同 表 第 六 号 中 「 年 一 ・ 七 パ ー セ ン ト 」 を 「 年 一 ・ 八 パ ー セ ン ト 」 に 、 「 年 〇 ・ 九 パ ー セ ン ト 」 を 「 年 〇 ・ 九 五 パ ー セ ン ト 」 に 改 め る 。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行前にこの規則による改正前の鳥取県農業近代化資金利子補給規則第三条の規定による利子補給契約に基づく利子補給についての知事の承認の行われている農業近代化資金については、なお従前の例による。

鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二年十二月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第六十一号

鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則（昭和四十一年六月鳥取県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「年五・二五パーセント」を「年五・五パーセント」に改める。

別表第二中「年一・九パーセント」を「年一・九五パーセント」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行前にこの規則による改正前の鳥取県農業近代化推進資金利子補給規則第三条の規定による利子補給契約に基づく利子補給についての知事の承認の行われている農業近代化推進資金については、なお従前の例による。

鳥取県漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布

する。

平成二年十二月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第六十二号

鳥取県漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県漁業近代化資金利子補給規則（昭和四十四年十月鳥取県規則第六十一号）の一部を次のように改正する。

別表利子補給率の欄中「年三・七パーセント」を「年三・八パーセント」に、「年三・五パーセント」を「年三・六パーセント」に、「年二・七パーセント」を「年二・八パーセント」に、「年二・五パーセント」を「年二・六パーセント」に、「年一・四パーセント」を「年一・七五パーセント」に、「年一・二パーセント」を「年一・五五パーセント」に、「年一・七パーセント」を「年一・八パーセント」に、「年〇・九パーセント」を「年〇・九五パーセント」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行前にこの規則による改正前の鳥取県漁業近代化資金利子補給規則第三条の規定による利子補給契約に基づき利子補給についての知事の承認が行われている漁業近代化資金については、なお従前の例による。

鳥取県漁業経営維持安定資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに

に公布する。

平成二年十二月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第六十三号

鳥取県漁業経営維持安定資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県漁業経営維持安定資金利子補給規則（昭和五十一年十一月鳥取県規則第六十九号）の一部を次のように改正する。

第四条中「年二・九五パーセント」を「年三・三パーセント」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の日前に貸し付けられた漁業経営維持安定資金については、なお従前の例による。

鳥取県漁業経営安定資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二年十二月二十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第六十四号

鳥取県漁業経営安定資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県漁業経営安定資金利子補給規則（昭和五十六年六月鳥取県規則第五十号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第三号中「年五・七五パーセント以内」を「年六パーセント以内」に改める。

第四条中「二・二パーセント」を「二・三パーセント」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の日前に貸し付けられた漁業経営安定資金については、なお従前の例による。